

薬物クリーンかながわ

No. 35

「刑の一部の執行猶予制度の施行について」

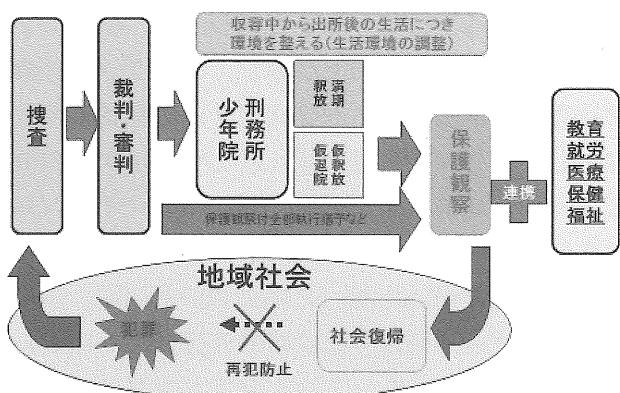
法務省 横浜保護観察所 統括保護観察官 岡野 みづほ氏

平成 29 年 5 月 31 日開催
薬物乱用防止講演会内容より抜粋

保護観察所は法務省の出先機関です。県庁所在地に 1 か所ずつ、北海道には札幌のほか函館、旭川、釧路、合計で全国に 50 の保護観察所があります。

私たち保護観察官は、心理学、社会学、教育学、その他専門に基づき、更生保護という仕事を担う国家公務員です。更生保護とは、犯罪や非行をしてしまった人が地域社会の一員として更生するように再犯を防ぎ立ち直りをはかるための制度です。

更生保護の役割～刑事司法における再犯防止のかなめ



刑務所を出る時、刑務所で全て刑期を終えて出てくる満期釈放の場合、保護観察は付きません。一方、仮釈放の場合は必ず保護観察が付きます。保護観察は、教育や仕事、医療や福祉のことなど、それぞれの機関と連携しながら行います。二度と犯罪を犯すことがないよう指導監督、補導援護を行っていく仕組みになっています。

保護観察は、保護観察官と保護司が協働して行っています。保護司は、犯罪や非行をした人たちを地域で支えてくれているボランティアです。保護観察の対象者の抱える問題がとても複雑になっており、困難な業務ですが、保護司は地域社会の犯罪・非行が減るようにと力を尽くしてくれています。



では、ここから本日のテーマである「刑の一部の執行猶予制度」についてお話をさせていただきたいと思います。その前に、薬物事犯者の概況について少し触れさせていただきます。この10年間で、刑務所に入る人自体は減っていますが、累犯者の割合は、薬物だけでなく全犯罪で増えています。刑務所を出した人が、その後どのぐらいの割合で再び刑務所に戻っているかを調べると、平成21年に満期で出所した覚醒剤事犯の人は、1年後には6.2%が刑務所に戻りました。2年目を追跡すると27.5%。3年目はさらに上がって44.5%。4年目は53.0%。5年経つと58.4%という高い割合で再び刑務所に戻ってしまっているというデータがあります。仮釈放で出所すると、保護観察が付きます。反省が認められて、帰る場所もきちんと確保された仮釈放の人ですが、それでも覚醒剤事犯の場合には、仮釈放で出所して5年経つと41.0%の人が刑務所に戻っています。覚醒剤事犯以外の仮釈放者では、5年後に刑務所に戻っている者の割合が24.0%だったことからも、覚醒剤事犯の再犯率の高さがうかがえます。

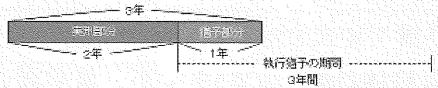
平成25年6月、刑法等の一部を改正する法律、それから、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律が新しくでき、平成28年6月1日から刑の一部の執行猶予制度が施行されました。以前は、実刑か執行猶予かという2種類の判決しか言い渡すことができなかつたのですが、裁判所が3年以下の懲役又は禁錮の刑を言い渡す場合、刑期の一部について執行を猶予することができるようになったという画期的な制度です。この制度が始まるまでは刑務所を出した人に保護観察を行うことができるのは、仮釈放されてから本来の刑の満期の日まででした。例えば6か月の仮釈放期間であれば6か月間しか保護観察で見守ることができませんでした。大半の人の仮釈放期間は6か月よりも短いことが多く、その期間では、薬物依存を抱えながら地域生活に移行するための調整や指導が十分にできないという問題がありました。先ほどお話ししたとおり釈放後2年、3年目という時に再犯に及んでいる人が多いため、釈放後の保護観察期間を十分に確保するという目的もあって刑の一部の執行猶予制度が始まりました。

刑の一部の執行猶予制度

○ 刑の一部の執行猶予制度とは

裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1~5年間、執行を猶予することができるとする制度

(例) 懲役3年、うち1年につき3年間執行猶予



※ 仮釈放も可能(法定期間は、全体の刑期の3分の1)

対象

○ 初入者

- ・実刑前科のない者、執行猶予中の者など(対象犯罪による限定なし)

- ・裁判所の裁量により、執行猶予の期間中、保護観察に付することができます。

○ 薬物使用者(累犯者)

- ・薬物自己使用等事犯(※)を犯した累犯者

- ・執行猶予の期間中、必ず保護観察に付される。

例えば判決が「懲役3年うち1年につき3年間執行を猶予する」という今までになかった判決言い渡しが可能になりました。この例の場合は、刑務所に最初に2年入った後、一旦社会に出て、引き続いて3年間社会の中で保護観察を受けることになります。刑務所に初めて入る人は、薬物事犯に限らず対象になります。累犯者も薬物事犯であれば対象になり、この場合必ず保護観察が付きます。保護司や保護観察官の指導や見守りをこれまでよりも長い時間

行うことで、再犯を防ごうという主旨です。

刑の一部の執行猶予により保護観察に付された人は、釈放後すみやかに保護観察所に出頭して保護観察官に面接することが定められています。この面接では、保護観察中の約束事を確認するだけでなく、社会に出るにあたっての悩みや不安を聞いて、薬物依存の問題から回復するためにどうしたらいいかを一緒に考えます。保護観察中の約束事が守られなかつたら刑務所に戻ることもあります。約束事は個人個人に応じて定められますが、薬物の人に関しては必ず専門的処遇プログラムを受けるということが定められています。

保護観察所で行っている専門的処遇プログラムは、薬物再乱用防止プログラムと呼んでいます。定期的に保護観察所に出頭して、まず薬物の再使用がないかの検査を行い、後半は保護観察官と一緒に自分自身の薬物依存について考える学習をします。出所した直後の方は2週間に1回のコアプログラムで勉強し、薬物の悪影響や依存性を認識してもらい、自己の問題について理解するとともに、再び乱用しないための具体的な方法を習得します。横浜は全国でも大規模な保護観察所なので、プログラムは集団で行うことが多いです。プログラムは保護観察官が実施しますが、アドバイザーとしてダルク等の薬物依存回復訓練施設の職員の方にも加わってもらい、薬物をやめ続けることに成功している当事者としての貴重な助言をいただいている。さらに、病院の先生やケースワーカー、精神保健福祉士等に加わっていただこともあります。コアプログラムが終わり、次のステップアッププログラムという段階になつた人は、出頭が月1回に減り、コアプログラムで履修した内容の定着をはかりながら、薬物依存からの回復に資する発展的な知識やスキルを習得します。保護観察所に来てプログラムを受け、保護司の面接も毎月2回受ける、密度の濃い保護観察を行います。

薬物検査は疑って行う検査ではありません。検査日はあらかじめ示し、陰性であると証明することで本人の自信にもなるようにします。また、ご家族や保護司からも励ましを受けることが、止め続けようというさらなる力になる、そういう制度です。「薬物を使いたい気持ちが出ることがありました。でも

保護観察所に行って検査を受けなければならず、刑務所に戻るのも嫌なので、乗り越えて今回は使いませんでした」と正直な話をしてくれる人もいます。

保護観察を通じて、保護司や保護観察官と一緒に話し合うことで関係を作り、困ったことを相談して解決するという体験を積み重ねてほしいと思います。特に保護司は、親身に話を聞いてくれ、道を踏み間違えそうになると説諭してくれたりもします。このようなやりとりを通じて、自分は大事にされている、大切に思われていると感じられる経験を積み重ねることで自分自身を大事にしようという気持ちを持てるようになります。すると、感情が揺れ動くような場面に直面した時、今までだったら薬物や問題行動という間違った方法を取っていた人たちが、踏みとどまる力を身に付けることができるのではないかと考えます。それから、問題の解決方法、例えば病院に相談してみようとか、自助グループに行ってみようとか、誰かにつながる知恵を身に付けることができれば、生きづらさが和らぐ可能性が出てくるはずです。保護観察所でプログラムを受けている方は、悩みを抱え込んでしまって、困ったことを誰かに相談して解決するということがあまり上手でない人が多いです。また、自分を大事に思う気持ちを持つない人も多いです。覚醒剤を使うことで、イライラ、ストレスから逃れたい、その結果自分がどうなってもいいという人が多いです。生きづらさ、うまく対人関係が築けないと、評価してもらえない、といった思いを抱えて薬物に手を出して、止められずに繰り返してしまっている方が多いという印象を受けています。

刑の一部の執行猶予制度が始まって、保護観察の期間がこれまでより長く確保できるようになったとはいえ、いつかは保護観察は終わってしまいます。薬物依存は回復することはあっても完治することはとても難しいものです。保護観察期間を無事に過ごせたとしても、その先も続く人生の中でしっかりと薬物と離れた生活をするためには、保護観察がなくなっても、継続的にその人を見守ってくれるものが必要だと考えています。家族の理解や協力、同じ気持ちがわかる当事者同士の支えあいの機会も必要だと考えています。保護観察所は、保護観察がなくなった先でもその人を地域で支援してもらえる体制

づくりを視野に入れながら刑務所から帰ってくるご本人たちを迎えるようにしていきたいと常々考えているところです。薬物依存の問題の重要性が社会全体で認識されてこの制度が始まりました。薬物で刑務所に入った方たちがもう二度と刑務所に入らないで社会の中で生活できるように指導し、見守り、支援していきたいと思います。地域の皆さんも、引き続きご理解とご協力をよろしくお願ひします。

(本要旨は、講演記録に基づき事務局でとりまとめたものです。)

平成29年中の薬物情勢

神奈川県内の薬物事犯の検挙人員は1,070人で、そのうち、大麻事犯の検挙人員が303人と増加しています。また、再犯者の占める割合が5割を超えていました。

表1 県内の検挙者人員数（暫定値）

区分	平成28年	平成29年
	全体(20歳未満)	全体(20歳未満)
覚醒剤取締法	705人(11人)	686人(3人)
大麻取締法	259人(15人)	303人(18人)
麻薬及び向精神薬取締法等	84人(1人)	81人(2人)
計	1,048人(27人)	1,070人(23人)

※ 麻薬特例法を含む。

覚醒剤事犯は40歳代が約38%、大麻事犯は20歳代と30歳代で227人と約75%を占めています。

表2 年代別法令別違反状況

年代	覚醒剤取締法		大麻取締法	
	人員	構成比	人員	構成比
20歳未満	3人	0.4%	18人	5.9%
20～29歳	81人	11.8%	117人	38.6%
30～39歳	201人	29.3%	110人	36.3%
40～49歳	263人	38.3%	33人	10.9%
50歳以上	138人	20.1%	25人	8.3%

(表1、2は県警察本部資料より引用)

薬物乱用防止「成人の日」街頭キャンペーン

本年1月8日、「成人の日」の式典会場付近である新横浜駅前、川崎市とどろきアリーナ、相模大野駅、横須賀中央駅前、藤沢市民会館前の各会場付近で、新成人を対象とした街頭キャンペーンを実施しました。当日はあいにくの天候でしたが、これからを担うたくさんの新成人が、準備した啓発資材を受取ってくれました。



「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金の結果

募金は、国連薬物犯罪事務所を通じ、開発途上国の薬物乱用防止活動を行うNGOのプロジェクトを援助しています。また、国内の啓発事業にも役立っています。

平成29年度神奈川県における募金額は次のとおりでした。ご協力ありがとうございました。

募 金 額	822,717円
-------	----------

(平成29年12月15日締)

けしの見分け方等研修会について

あへん法で規制されている「けし」の研修会を開催します。

日 時 平成30年4月13日（金）

14:30～16:00

場 所 神奈川県総合医療会館

横浜市中区富士見町3-1

内 容 ①「けしの見分け方」

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
薬用植物資源研究センター

センター長 川原 信夫氏（予定）

②「麻薬成分用簡易キットの使い方」

県衛生研究所 理化学部職員

※ 参加希望の方は、電話・ファクシミリ等で事務局までお申し込みください。

平成30年度薬物乱用防止講演会について

本年も薬物乱用防止講演会を横浜市、県と共に開催します。

日 時 平成30年5月25日（金）

13時00分～14時30分

場 所 神奈川公会堂

横浜市神奈川区富家町1-3

内 容 未定

※ 参加希望者は、電話・ファクシミリ等で事務局までお申し込みください。

県 薬 務 課 か ら の お 知 ら せ

○薬物乱用防止教室について

県薬務課では、学校等で開催される薬物乱用防止教室に、麻薬取締員や薬物乱用防止指導員等を講師として派遣しています。薬務課ホームページを参照のうえ、ぜひお申し込みください。

また、薬物乱用防止教室は薬の専門家である各学校担当の学校薬剤師も積極的にご活用ください。

○危険ドラッグ乱用防止啓発アニメ

YouTube 再生回数100万回突破！DVDの貸出も行っております。

外国語字幕版もご用意しております（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語）。



○神奈川県薬物濫用防止条例

精神毒性を有し乱用のある物質を知事指定薬物として指定し、規制しています。これまでに17回、54物質を指定しました（平成30年3月1日時点）。

薬物クリーンかながわ No. 35

発行日 平成30年3月30日

発行者 会長 鵜飼 典男

編 集 薬物クリーンかながわ推進会議広報委員会

事務局 神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課内

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電 話 045-210-4972（直通）

F A X 045-201-9025